

電子交付サービス取扱規程

(下線部____は変更を示します。)

(2024年9月)

新	旧
<p>(規程の趣旨)</p> <p><u>第1条 (略)</u></p> <p>2 この規程に定めのない事項については、「総合取引約款」、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」、「<u><投信直販ネットサービス for さわかみ></u>取扱規程」等（以下「総合取引約款等」といいます。）、お客様に適用されるその他の約款・規程により取扱います。</p>	<p>(規程の趣旨)</p> <p><u>第1条 (略)</u></p> <p>2 この規程に定めのない事項については、「総合取引約款」、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」、「<u><さわかみネットサービス></u>取扱規程」等（以下「総合取引約款等」といいます。）、お客様に適用されるその他の約款・規程により取扱います。</p>
<p>(電子交付の利用)</p> <p>第2条 記載事項の電子交付（以下「本サービス」といいます。）は、お客様が次の各号に掲げる条件をすべて満たしている場合に限り利用いただけます。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) お客様が「<u><投信直販ネットサービス for さわかみ></u>取扱規程」に基づき、当社と当該サービス利用契約を締結し、かつ、電子交付を受けられる通信機器、通信回線並びに記載事項の閲覧、保存および出力環境等を保有している場合</p>	<p>(電子交付の利用)</p> <p>第2条 記載事項の電子交付（以下「本サービス」といいます。）は、お客様が次の各号に掲げる条件をすべて満たしている場合に限り利用いただけます。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) お客様が「<u><さわかみネットサービス></u>取扱規程」に基づき、当社と当該サービス利用契約を締結し、かつ、電子交付を受けられる通信機器、通信回線並びに記載事項の閲覧、保存および出力環境等を保有している場合</p>
<p>(対象書面)</p> <p>第3条 対象書面は、金融商品取引法、投資信託および投資法人に関する法律、金融商品取引業者等に関する内閣府令等において<u>規定</u>されて</p>	<p>(対象書面)</p> <p>第3条 対象書面は、金融商品取引法、投資信託および投資法人に関する法律、金融商品取引業者等に関する内閣府令等において<u>規程</u>されて</p>

新	旧
<p>いる書面、および当社が提供するその他の報告書等のうち、当社が定め、〈投信直販ネットサービス for さわかみ〉（以下「直販ネット」といいます。）内に掲載する書面とします。なお、当社が対象書面を変更する場合は、事前に当社のホームページへの掲載等、当社所定の方法によりお客様に通知します。</p>	<p>いる書面、および当社が提供するその他の報告書等のうち、当社が定め、〈さわかみネットサービス〉（以下「ネットサービス」といいます。）内に掲載する書面とします。なお、当社が対象書面を変更する場合は、事前に当社のホームページへの掲載等、当社所定の方法によりお客様に通知します。</p>
<p>（申込方法） 第4条 お客様が電子交付をお申込みになる場合は、この規程の内容に承諾いただいたうえで、お申込みいただくものとします。なお、当社が別に定める〈投信直販ネットサービス for さわかみ〉取扱規程に基づき、直販ネットをお申込みのお客様は、同時に本サービスを申込みものとします。</p>	<p>（申込方法） 第4条 お客様が電子交付をお申込みになる場合は、この規程の内容に承諾いただいたうえで、ネットサービスよりお申込みいただくものとします。</p>
<p>（電子交付の内容確認） 第5条 本サービスにおいて、お客様は、直販ネット内にて対象書面の記載事項を閲覧できるほか、電子交付の申込み状況、記載事項の電子交付履歴等を確認することができます。</p>	<p>（電子交付の内容確認） 第5条 本サービスにおいて、お客様は、ネットサービス内にて対象書面の記載事項を閲覧できるほか、電子交付の申込み状況、記載事項の電子交付履歴等を確認することができます。</p>
<p>（電子交付による提供方法） 第6条 電子交付は、直販ネット内において記載事項を提供することにより行うものとします。 2～3（略）</p>	<p>（電子交付による提供方法） 第6条 電子交付は、ネットサービス内において記載事項を提供することにより行うものとします。 2～3（略）</p>

新	旧
<p>(サービスの解約等)</p> <p>第 10 条 次の各号いずれかに該当する場合、本サービスは解約されます。</p> <p>(1) お客様が、総合取引口座または直販ネットを解約された場合</p> <p>(2) ~ (6) (略)</p> <p>2 本サービスを解約した場合、お客様がそれまでに電子交付を受けられた記載事項が直販ネット内で閲覧できなくなったり、当社において消去したりする場合があります。記載事項の保存はお客様の責任となります。</p>	<p>(サービスの解約等)</p> <p>第 10 条 次の各号いずれかに該当する場合、本サービスは解約されます。</p> <p>(1) お客様が、総合取引口座またはネットサービスを解約された場合</p> <p>(2) ~ (6) (略)</p> <p>2 本サービスを解約した場合、お客様がそれまでに電子交付を受けられた記載事項がネットサービス内で閲覧できなくなったり、当社において消去したりする場合があります。記載事項の保存はお客様の責任となります。</p>

以上